

# 第1回「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会

日時：平成22年5月19日(水)

午後1時30分～3時30分

場所：県庁10階 1001会議室

## 次 第

### 1 開 会

2 あいさつ 環境生活部技術参事兼食と暮らしの安全推進課長 大山 英明

### 3 自己紹介

### 4 議 題

- (1) あり方検討会実施要領(案)について
- (2) 座長及び副座長の選出について
- (3) これまでの県民総参加運動について(検証)
- (4) これからの県民総参加運動について
- (5) その他

資料1 あり方検討会実施要領(案)

資料2 あり方検討会について + 県民総参加運動パンフレット

資料3 消費者モニター制度のまとめ

資料4 消費者モニターアンケート結果(H21.10実施分) + 自由意見

資料5 取組宣言事業のまとめ

資料6 消費者・事業者向け事業の全国(都道府県)まとめ

## 「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会実施要領(案)

## (趣 旨)

第1 「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」(以下「県民総参加運動」という)のあり方について検討するため、あり方検討会を設置する。

## (組 織)

第2 あり方検討会は、推進会議委員、生産者、事業者、消費者及び県職員の中から7人以内で構成する。

## (検討事項)

第3 あり方検討会は、下記の事項について検討する。

- (1) 食の安全安心消費者モニターについて
- (2) 食の安全安心取組宣言事業について
- (3) 県民総参加運動について
- (4) その他

## (座長及び副座長)

第4 あり方検討会に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

- (1) 座長は、会務を総理し、あり方検討会を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第5 あり方検討会は、座長が招集し、座長が議長となる。

## (推進会議への報告)

第6 あり方検討会で検討された内容については、必要に応じて「みやぎ食の安全安心推進会議」へ報告する。

## (その他)

第7 この要領に定めのない事項については、構成員の承諾を得て、別に定める。

## (事務局)

第8 あり方検討会の事務局は、食と暮らしの安全推進課内に置き、食品企画班が担当する。

## 附 則

この要領は、平成22年5月19日から施行する。

## 「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」のあり方検討について

食と暮らしの安全推進課 食品企画班 H22.5.19

## 1 経緯

県民総参加運動については、H14.3 に発覚した生かき偽装事件を機に、推進会議の設置(H14.11)、アクションプランの策定(H15.9)、推進条例の制定(H16.3)など矢継ぎ早に対策・施策を打ち出してきた中、条例第11条に定める「県民参加」を受けてH16.4からスタートし、満6年が経過した。

県民総参加運動は、事業者・生産者が参加する「取組宣言」と消費者が参加する「消費者モニター」の2本柱に加えて、各種講習会やみやぎ出前講座、地方懇談会の開催等により食の安全安心の確保を目的として進めてきたもの。H18.3 策定の現基本計画においても、生産者・事業者と消費者、行政を結びつける重要な位置付けとなっている。県重点事業。取組宣言者数は将来ビジョンの目標指標。

## 2 現状と課題

現基本計画及び将来ビジョンで目標数値を定めているものは、下記のとおりである。

このうち、消費者モニターについては、県政だよりや出前講座等でのPRも奏功して順調な伸びであるが、活動内容が①アンケートへの協力、②講演会・研修会への参加等受け身的な活動であるため、消費者モニターからはもっと能動的な活動がしたいという意見がある。

一方、取組宣言については、H21にコンビニ3社の包括協定等により大幅な伸び(+642)があったものの、長引く不況等により廃業者も増加しつつあるため、今後大幅な伸びは期待できないものである。

また、取組宣言自体の認知度も未だ十分ではなく、ロゴマークもインパクトに欠けるとの評価もあるデザインのため、一般県民に対する浸透度は不十分である。

取組宣言が浸透しなかった要因として、①宣言に参加するメリットがない(分かりにくい)し、消費者にも訴求力がない。②毎年度、実績報告を提出するなど手続きが面倒、などがあげられる。

区 分	H22.3 末現在	基本計画(～H22)	将来ビジョン(1期)
消費者モニター	914人	1,000人	—
取組宣言(事業者)	3,320者	10,000者	6,000者
〃(生産者)	65,720者	70,000者	—

※ 将来ビジョンとは県政全体の計画であり、1期はH19～21までの計画。

## 3 進め方

H22年度中に策定する基本計画(改定)に盛り込むため、H22年度前半に集中して検討を行う。推進会議とも連動させ、6,8月の推進会議に経過等を報告する。(詳細は5スケジュール参照)

## 4 構成メンバー

1 推進会議委員	佐藤 敏悦(東北放送社長室長)	(参考) 取組宣言ロゴマーク
2 " "	入間田範子(宮城生協連常務理事)	
3 生産者	相原 栄子(指導農業士)	
4 事業者	佐々木圭亮(ささ圭代表取締役社長)	
5 消費者モニター	桔梗 美紀(コンサルタント業) 公募	
6 " "	植松由紀子(主婦)	
7 行政(県)	赤尾 牧夫(食の安全安心推進専門監)	

計 7名 (敬称略)



## 5 スケジュール

年度	月旬	内 容	推進会議
H22	5/19	第1回 ・これまでの県民総参加運動の検証 ・新たな運動の方向性について(フリートーク)	
	6/9	第2回 ・事務局より叩き台提示し、議論・検討	→ 6/18の推進会議に報告
	7/7	第3回 ・ほぼ7～8割方の姿を固める。	
	8/4	第4回 ・あり方検討会として組織決定	→ 8/27の推進会議に報告 新基本計画への反映

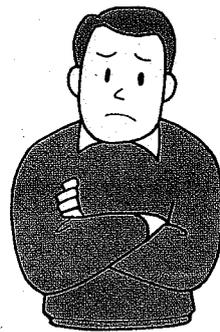
# みやぎの食の安全安心確保を県民の手で



## みやぎ食の安全安心取組宣言



## みやぎ食の安全安心消費者モニター



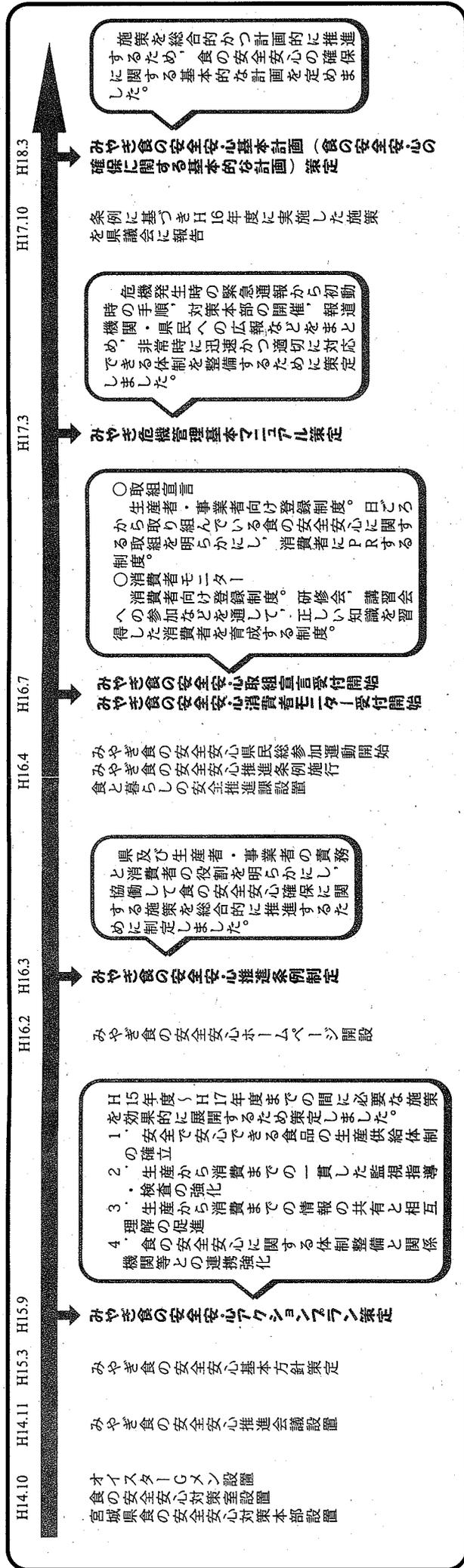
食の安全安心のために、  
私たちに何かできることは  
ないかしら？



県では、「安全で安心できる食」の実現を目指し、「みやぎ食の安全安心取組宣言」、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」の2つの取り組みを柱に運動を展開しています。

宮城県・みやぎ食の安全安心推進会議

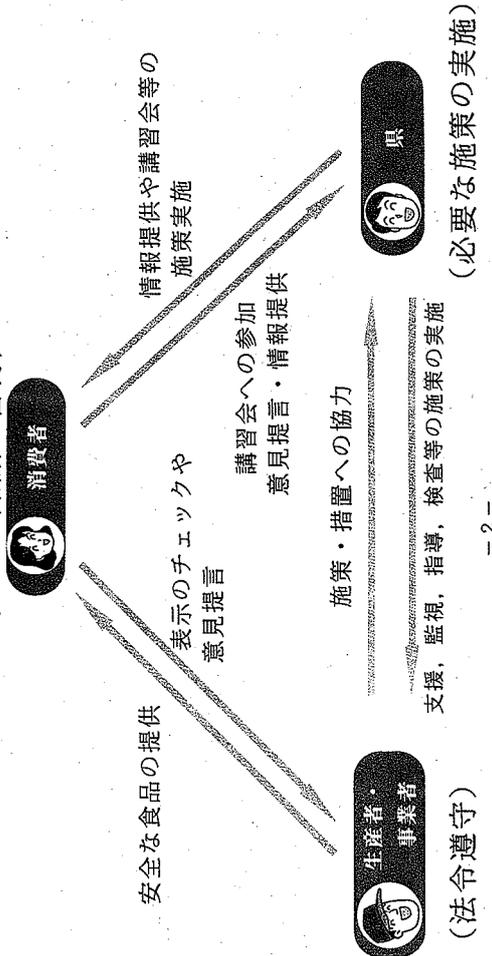
# みやぎにおける食の安全安心確保の流れ



## みやぎ食の安全安心推進条例 (H16.3策定)

県では、生産者・事業者及び消費者が責務や役割を認識し、行動することにより、県民総参加でみやぎの食の安全安心確保に取り組み始めるよう、「みやぎ食の安全安心推進条例」を制定し、平成16年4月から施行しています。

●責務と役割は下図のようになっています。  
 (正しい知識の習得)



- 第1章 総則 (第1条～第5条)
- 第1条 (目的) 第2条 (定義) 第3条 (県の責務)
- 第4条 (生産者・事業者の責務) 第5条 (消費者の役割)
- 第2章 食の安全安心基本計画 (第6条)
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策 (第7条～第14条)
- 第7条 (生産及び供給体制の確立) 第8条 (監視、指導及び検査の強化)
- 第9条 (情報の共有及び相互理解の促進) 第10条 (体制の整備及び連携の強化)
- 第11条 (県民参加) 第12条 (危害情報の申出)
- 第13条 (自主基準の設定及び公開) 第14条 (議会への報告)
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議 (第15条～第20条)
- 第15条 (設置等) 第16条 (組織等) 第17条 (会長及び副会長)
- 第18条 (会議) 第19条 (意見の聴取等) 第20条 (会長への委任)
- 第5章 雑則 (第21条)
- 第21条 (委任)

# ▶ みやぎ食の安全安心基本計画 ◀

～ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画 ～

条例第6条

県では、みやぎ食の安全安心推進条例に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に「安全」「安心」「推進」の3つをキーワードにみやぎ食の安全安心基本計画を作成しました。

## 1 安全で安心できる食品の供給確保 キーワード「安全」

主に生産現場や流通段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を行政が支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視指導を行う施策。

特に科学的な知見に基づく安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしています。

- (1) 生産及び供給体制の確立
  - イ 生産者の取組への支援
  - ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援
  - ハ 事業者に対する支援
- (2) 監視及び指導並びに検査の徹底
  - イ 生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底
  - ロ 事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底
  - ハ 食品表示の適正化の推進

## 2 食の安全安心に関する情報の共有と相互理解

### キーワード「安心」

生産者・事業者、消費者、県が共に関わり合いながら、食の安全安心を作り上げていく施策。

信頼性の構築による安心が必要なことから、「安心」をキーワードとしています。

- (1) 情報共有及び相互理解の促進
  - イ 情報の収集、分析及び公開
  - ロ 消費者、生産者及び事業者との相互理解の促進
- (2) 県民参加
  - イ 県民総参加運動の展開
  - ロ 県民意見の施策への反映

## 3 安全安心を支える体制の整備 キーワード「推進」

1 安全で安心できる食品の供給確保と2 食の安全安心に関する情報の共有と相互理解をサポートし推進していく施策。

関係者等が連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「推進」をキーワードとしています。

- (1) 体制整備及び連携強化
  - イ 体制の整備及び関係機関等との連携強化
- (2) みやぎ食の安全安心推進会議

# ▶ みやぎ食の安全安心消費者モニター ◀

条例第5条, 第11条, 第12条

県では食の安全安心に関するアンケートや講習会等に参加していただくとともに、県に対して食の安全安心についての意見を提言していただける方をモニターとして募集しています。

## 事業目的

### 対象者

県内に在住する満18歳以上で、食の安全安心について関心を持ち、無償で参加できる方。

### モニターの活動

1. 県が行うアンケート調査等に積極的に協力する。
2. 県が開催するモニター会議や講習会等へ参加し、正しい知識を習得する。
3. 県に対し、食の安全安心に関する意見を提言する。

### その他

1. モニターに対しての報酬や費用弁償はありません（あくまでも無償ボランティアとしての活動です）。
2. モニター登録の際に入力されます個人情報については、みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領に基づく活動を推進する範囲内で適正に使用します。

## みやぎ食の安全安心消費者モニター登録申込書

氏名	(男・女)
住所	(〒 - )
生年月日	
職業 (1つだけ選択して下さい。)	1 自営業      2 会社員・公務員 3 生産者(農業・水産)      4 主婦(夫)      5 学生 6 無職      7 その他( )
電話番号	
FAX番号(※1)	

みやぎ食の安全安心消費者モニターに登録を申し込みます。

※1 FAXを利用する方は、必ず記入願います。

※2 この申込書に記載された個人情報については、みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領に基づく活動を推進する範囲内で適正に使用します。

※3 モニター活動に係る謝礼等は一切ありません。

申込先 〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課  
TEL 022-211-2641 FAX 022-211-2698

# ▶ みやぎ食の安全安心取組宣言 ◀

条例第4条, 第11条, 第13条

みやぎ食の安全安心取組宣言とは、県民総参加運動の一環として生産者・事業者が、提供する食品の生産・製造及び供給過程における自らの食の安全安心に係る取組を自主基準として定め、それを公開することです。

宣言に登録し、自己責任を明確にするとともに消費者への情報公開を進め、消費者の理解と信頼を得ることを目的としています。



ロゴマークは、  
あかし  
食の安全安心に取り組んでいる証です。

～生産者・事業者のみなさん、  
ロゴマークを使って食の安全安心をPRしてみませんか？～

## みやぎ食の安全安心取組宣言の流れ

- ① 生産者・事業者は、日ごろから取り組んでいる食の安全安心について、自主基準を作成し、ロゴマークの使用を県に申請します。  
  
自主基準  
①正しい表示  
②適切な衛生管理  
③温度管理などの記録や確認  
④問題発生時のマニュアル作成等
- ② ロゴマークの使用承認後、取組宣言者は店頭、チラシ、自社のホームページなどで、自主基準を公開します。  
また、県のホームページでも取組宣言者の自主基準を公開しています。
- ③ 消費者は、取組宣言者の自主基準を直接、確認することで、食の安全安心に取り組んでいることを理解することができます。
- ④ 生産者・事業者と消費者との間に信頼が生まれ、「みやぎの食の安全安心」の確保につながります。

○ロゴマークは、県の使用承認が必要となり、自主基準を作成して、県に申請することで承認されます。

○登録手続き等、詳しくは食と暮らしの安全推進課までお問い合わせください。

## 食の安全安心に係る自主基準（県のガイドラインに基づく）

生産者・事業者は、県のガイドラインに従い、食の安全安心に係る基準を自ら定め、それを公表することにより「みやぎ食の安全安心取組宣言」を行います。

ガイドラインには、「衛生管理の基準」、「適正表示の確認」、「自主検査」、「記録の作成保存」の各項目について、標準的に実施すべき事項及び確認、記録すべき事項が定められており、さらに必要と思われる独自の項目を定めることも可能です。

基本的には、県の管理運営基準に準拠した基準を定めるほか、問題発生時の対応についてとりまとめたマニュアルの作成等について定めることとしています。

なお、業種別の自主基準の目安としてまとめた下表を参照していただくほか、不明な点などがありましたら、お問い合わせください。

対象業種又は食品等	食の安全安心に係る基準
食品販売等小売店	(1) 食品衛生法施行条例で定める管理運営基準に準拠した衛生管理基準を作成し、店頭等営業所の見やすい箇所に掲示し、遵守している。 (2) 仕入れ、保存、温度管理等の状況を記録している。 (3) 適正表示を確認し、適正な表示を行っている。 (4) 問題発生時の対応マニュアルがある。(自主回収・関係機関への通報等)
飲食店営業	(1) 食品衛生法施行条例で定める管理運営基準に準拠した衛生管理基準を作成し、店頭等営業所の見やすい箇所に掲示し、遵守している。 (2) 仕入れ、保存、温度管理等の状況を記録している。 (3) 必要に応じて検食を一定期間保存している。 (4) 適正表示を確認している。 (5) 問題発生時の対応マニュアルがある。(自主回収・関係機関への通報等)
製造・加工業	(1) 食品衛生法施行条例で定める管理運営基準に準拠した衛生管理基準を作成し、店頭等営業所の見やすい箇所に掲示し、遵守している。 (2) 原材料、保存、温度管理、製品等の状況を記録している。 (3) 適正表示を確認し、適正な表示を行っている。 (4) 問題発生時の対応マニュアルがある。(自主回収・関係機関への通報等) (5) 自主検査を実施する食品、項目及び回数を定め実施している。
有機、減農薬・減化学肥料等の特別栽培の認定青果物（野菜・果物等）を生産又は出荷する者	(1) 栽培方法を公開している。 (2) 現地確認書、実績報告を公開している。
前項に掲げる以外の青果物（野菜・果物等）を生産又は出荷する者	(1) 品目毎の残留農薬検査の項目、回数を定め、実施している。 (2) 農薬等の使用状況等の栽培履歴の記帳を行い、保存している。 (3) 問題発生時の対応マニュアルがある。(自主回収・関係機関への通報等)
養殖水産物を生産又は出荷する者	(1) 食品衛生法施行条例で定める管理運営基準に準拠した衛生管理基準を作成し、作業場等に掲示し、遵守している。

※ 県のガイドラインに示されている対象業種又は食品等は以下のとおりです。

- 1 食品販売等小売店    2 飲食店営業    3 魚介類販売業    4 食肉販売業・食肉処理業    5 製造・加工業
- 6 輸送関係    7 有機、減農薬・減化学肥料等の特別栽培の認定青果物（野菜・果物等）を生産又は出荷する者
- 8 前項に掲げる以外の青果物（野菜・果物等）を生産又は出荷する者    9 卵を生産又は出荷する者
- 10 有機、減農薬・減化学肥料等の特別栽培の認定米を生産又は出荷する者
- 11 前項に掲げる以外の米を生産又は出荷する者    12 米小売店等とう精し、米を販売する者
- 13 市場（魚市場・青果市場）    14 養殖水産物を生産又は出荷する者    15 菌茸類を生産又は出荷する者
- 16 農産物の選果及び乾燥・調製並びに受託販売をする者    17 生産履歴記帳運動関係作物（玄米・大豆・青果物等）

# 食の安全安心相談窓口一覧

県では、食の安全安心に関して各種の相談窓口を開設しております。お気軽にご相談ください。

## 食の安全安心に関する総合窓口 食の安全安心に関する総合窓口です。

食と暮らしの安全推進課 電話022-211-2643 e-mail: syokua@pref.miyagi.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/shoku-k/>

## 食品衛生に関する相談、食品の苦情等に関する相談【食の110番】

仙南保健所	0224-53-3117	大河原町字南129-1 県合同庁舎内
塩釜保健所	022-363-5505	塩釜市北浜4-8-15
塩釜保健所岩沼支所	0223-22-2188	岩沼市中央3-1-18
塩釜保健所黒川支所	022-358-1111	富谷町ひより台2-42-2
大崎保健所	0229-91-0707(304)	大崎市古川旭4-1-1 県合同庁舎内
栗原保健所	0228-22-2111(502)	栗原市築館藤木5-1 県合同庁舎内
登米保健所	0220-22-6111(340)	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 県合同庁舎内
石巻保健所	0225-95-1411(305)	石巻市東中里1-4-32 県合同庁舎内
気仙沼保健所	0226-22-6615	気仙沼市東新城3-3-3

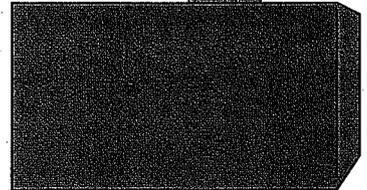
## 生活者や農業者等からの食と農に関する相談【地域の食と農に関する相談窓口】

大河原農業改良普及センター	0224-53-3431	大河原町字南129-1 県合同庁舎内
巨理農業改良普及センター	0223-34-1141	巨理町逢隈中泉字本木9
仙台農業改良普及センター	022-275-8320	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県合同庁舎内
大崎農業改良普及センター	0229-91-0726	大崎市古川旭4-1-1 県合同庁舎内
美里農業改良普及センター	0229-32-3115	美里町北浦字笹館5
栗原農業改良普及センター	0228-22-9404	栗原市築館藤木5-1 県合同庁舎内
登米農業改良普及センター	0220-22-8603	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 県合同庁舎内
石巻農業改良普及センター	0225-95-1435	石巻市東中里1-4-32 県合同庁舎内
本吉農業改良普及センター	0226-46-6905	南三陸町志津川字御前下51-2 県合同庁舎内

## 食品表示の相談【食品表示110番】

食と暮らしの安全推進課 022-211-2643

お気軽に  
ご相談ください。



## 農薬(無登録農薬)の相談

農産園芸環境課 022-211-2845

## 牛海綿状脳症(BSE)に関する相談

畜産課 022-211-2854

## 仙台市の食の安全安心に関する主な相談窓口

仙台市健康福祉局保健衛生部	生活衛生課	022-214-8205
仙台市青葉区保健福祉センター	衛生課	022-225-7211(6721~6726)
仙台市宮城野区保健福祉センター	//	022-291-2111(6721~6723)
仙台市若林区保健福祉センター	//	022-282-1111(6721~6723)
仙台市太白区保健福祉センター	//	022-247-1111(6721~6723)
仙台市泉区保健福祉センター	//	022-372-3111(6721~6723)

問い合わせ先 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

仙台市青葉区本町3-8-1 電話:022-211-2643 FAX:022-211-2698 e-mail:syokua@pref.miyagi.jp  
<http://www.pref.miyagi.jp/shoku-k/>

## みやぎ食の安全安心消費者モニター制度のまとめ

食と暮らしの安全推進課 H22.5.19

## 1 経 緯

- H16.7 モニター制度がスタートし、募集開始。当初は満 20 歳以上で Fax 又は E メール利用者のみの募集。活動内容はモニタリング、研修会参加、アンケート協力の 3 項目。
- H17.4 活動内容に「情報収集・情報提供」を加え、計 4 項目の中から選択制とした。Fax, E メール利用者以外も登録可能とした。モニタリング調査用として携帯型モニター登録証の交付を開始した。資格要件を満 20 歳以上から満 18 歳以上とした。
- H18.11 活動内容からモニタリングを削除。理由は県ウォッチャー事業との重複を避けるため。活動内容の選択制も廃止し、現在の活動内容と同じアンケート協力、研修会参加、県への意見提言の 3 項目。

## 2 資格要件(現在)

- ① 県内に在住する満 18 歳以上
- ② 食の安全安心について関心を持つ者
- ③ 無償ボランティアで活動できる者

## 3 主な活動内容(現在)

- ① 県が行うアンケート調査に積極的に協力する。
- ② 県が開催する研修会や講演会等に積極的に参加し、正しい知識を身につける。
- ③ 県に対し、食の安全安心に関する意見を提言する。

## 4 登録者数(H22.3.31現在)

(単位：人)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H23.3 目標
単 年	97	103	226	166	171	151	
累 計	97	200	426	592	763	914	1,000

区 分	～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
男 性	9	9	21	23	79	65	206 (22.5%)
女 性	38	91	151	190	159	79	708 (77.5%)
計	47 5.1%	100 10.9%	172 18.8%	213 23.3%	238 26.0%	144 15.8%	914 -

## 5 主な活動実績(モニターのみ)

(単位：人)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1 アンケート回答 (回収率)	実施せず (-)	実施せず (-)	実施せず (-)	285 (62.2%)	399 (55.6%)	447 (57.4%)	- (-)
2 研修 会参加	セミナー -	セミナー -	研修会 62	43 52	39 47	29 66	- -
3 県ウォッチャー (仙台圏以外のモニタ)	全体定数 40 人			全体定数 50 人			
計	-	-	-	10	10	10	10
活動率(計/登録者)			62 14.5%	390 65.9%	495 64.9%	552 60.4%	

## 6 効 果

- ① 基本計画目標の 1,000 人に向け順調に推移しており、制度そのものの有用性はあるものと解釈。
- ② 毎年定期的にアンケートを実施し、食の安全安心に対する意識変化等が把握できた。
- ③ 毎年、セミナーや研修会を開催し、消費者だけでなく生産者・事業者、行政(県)との相互理解(リスコミュニケーション)が一定程度深まった。

## 7 課 題

- ① 「モニター」という名称だが、モニタリング調査は行っていない。ウォッチャーが行っている。
- ② 活動内容が、アンケートへの協力や研修会(主に仙台市内開催)参加など受け身的である。
- ③ 県への提言とあるが、具体的な方法が分かりにくく、自らの思いを発信しにくい。
- ④ モニター同士の横のつながりがない。
- ⑤ 一般県民 1,000 人という数は、県行政の中でも類稀な規模であるが、数の確保だけで良いか。

地域別モニタ一登録者数 H22.3.31現在

地域	登録者数	割合(%)
仙台市	505	55.3%
青葉区	177	
宮城野区	74	
若林区	48	
太白区	97	
泉区	109	
仙南地区	58	6.3%
白石市	13	
角田市	7	
蔵王町	4	
七ヶ宿町	1	
大河原町	10	
村田町	2	
柴田町	19	
川崎町	1	
丸森町	1	
塩釜地区	73	8.0%
塩竈市	21	
多賀城市	31	
松島町	1	
七ヶ浜町	4	
利府町	16	
岩沼地区	55	6.0%
名取市	25	
岩沼市	15	
亘理町	10	
山元町	5	
黒川地区	36	3.9%
大和町	7	
大郷町	3	
富谷町	26	
大衡村	0	
大崎地区	89	9.7%
大崎市	48	
色麻町	2	
加美町	7	
涌谷町	27	
美里町	5	

地域	登録者数	割合(%)
栗原市	10	1.1%
登米市	18	2.0%
石巻地区	58	6.3%
石巻市	45	
東松島市	11	
女川町	2	
気仙沼地区	12	1.3%
気仙沼市	7	
南三陸町	5	
合計	914	

# みやぎ食の安全安心消費者モニター制度

- 【目的】 県民総参加で食の安全安心の確保を推進するため、「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づく消費者の役割を自ら積極的に果たしていただけるよう、みやぎ食の安全安心消費者モニターを設置しています。
- 【対象者】 宮城県内に在住する満18歳以上で、食の安全安心について関心を持ち、無償で活動を行うことができる方
- 【活動内容】 ①アンケート調査等への協力  
県が行うアンケート調査やモニタリングなどに積極的に協力していただきます。
- ②県が主催する研修会や講習会への参加  
食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるため、可能な範囲で参加していただきます。
- ③県に対し、食の安全安心に関する提言を行う  
食の安全安心に関することで、日ごろ感じていることなどを自由に提言していただきます。

**\* 登録された方には**

**食品表示ハンドブックを差し上げています\***



モニター研修会の様子



【お問合せ先】

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部 食と暮らしの安全推進課 食品企画班

電話022(211)2643 FAX022(211)2698

E-mail syokua@pref.miyagi.jp

U R L <http://www.pref.miyagi.jp/shoku-k/>



～申込書は裏面です～

# みやぎ食の安全安心消費者モニター 登録申込書

下記に必要事項を記入後、おもて面の  
 問合せ先あて郵送又はFAX、メールで  
 お申し込みください。



申込年月日 平成 年 月 日

## みやぎ食の安全安心消費者モニター 登録申込書

ふりがな	
氏名	(男・女)
住所	(〒 - )
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生 (才)
職業 (1つだけ選択してください)	1 自営業      2 会社員・公務員      3 パート・アルバイト 4 生産者(農業・水産)      5 主婦(夫)      6 学生 7 無職      8 その他( )
電話番号(市外局番から)	
FAX番号(※1)	
このモニター制度は何でお知りになりましたか?	1 県政だより等の広報誌      2 県が開催した研修会等 3 ホームページ      4 その他( )

みやぎ食の安全安心消費者モニターに登録を申し込みます。

※1 FAXを利用する方は、必ず記入願います。

※2 この申込書に記載された個人情報については、みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領に基づく活動を推進する範囲内で適正に使用します。

※3 モニター活動に係る謝礼等は一切ありません。

## みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号。以下「条例」という。）に基づく消費者の役割を、自らの行動で積極的に果たす人材を育成し、県民参加で食の安全安心確保対策を推進するため、みやぎ食の安全安心消費者モニター（以下「モニター」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2 モニターの対象者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 宮城県内に在住する満18歳以上で、食の安全安心について関心を持つ者
- (2) 無償ボランティアで第3に掲げる活動を行える者

### (活動内容)

第3 モニターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 県が行うアンケート調査等に積極的に協力する。
- (2) 県が開催する食の安全安心に関する会議や講習会に積極的に参加し、食の安全安心に関する正しい知識を身に付ける。
- (3) 県に対し、食の安全安心に関する意見を提言する。

### (意見等の処理)

第4 県は、モニターから寄せられた意見等について、分類整理した上、関係課等に送付し、関係課において施策への反映を図るとともに、広く食の安全安心確保の参考に資するものとする。

2 危害情報については、県等において事実確認を行い、疑義がある場合は、関係法令に基づき処理するものとする。

### (登録)

第5 モニターは、登録制とし、登録しようとする者は、登録申込書（別記様式1）を県のホームページへの送信又はFAX若しくは郵送により提出の上、登録するものとする。

2 前項の登録は、随時行うことができるものとする。

3 県は、第1項の登録があった場合は、登録番号を付与するとともに、モニター登録証（別記様式2）を交付するものとする。

### (任期)

第6 モニターの任期は、登録日から3年間とし、モニターから活動中止の申出が無い限り、更新されるものとする。

2 県は、モニターから活動中止の申出があった場合、モニター活動継続の意思が無いことが確認された場合又はモニターとしてふさわしくない行為があった場合、登録を取り消すことができるものとする。

### (遵守事項等)

第7 モニターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) モニターの地位を利用して利益又は便宜供与等を受けることなく、常に公正中立な立場でモニター活動を行うこと。
- (2) モニターは、法律に基づく監視権限は付与されていないことを自覚し、第3各号に掲げる活動以外の活動を行うことにより、食品販売店等に損害を与え、及び食品販売店等との間に問題が発生しないよう十分配慮すること。

2 モニター活動中の事故、モニター活動により生じた損害及び問題については、モニター個人で対応、処理し解決することとする。

(食品表示ウオッチャーの委嘱)

第8 県は、モニター登録している者の中から活動概要の報告や講習会への参加、地域バランスを考慮し、食品表示ウオッチャーを委嘱するものとする。

(費用負担)

第9 モニター活動で発生する費用については、自己負担を原則とし、県は、いかなる場合においても、謝礼、費用弁償等の支払を行わないものとする。

(事務)

第10 モニターに関する事務は、食と暮らしの安全推進課で行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

(別記様式1)

申込年月日 平成 年 月 日

みやぎ食の安全安心消費者モニター登録申込書

ふりがな	
氏 名	( 男 ・ 女 )
住 所	(〒 - )
生 年 月 日	( 昭 和 ・ 平 成 ) 年 月 日 生 ( 才 )
職 業 (1つだけ選択してください)	1 自営業      2 会社員・公務員      3 パート・アルバイト 4 生産者(農業・水産)      5 主婦(夫)      6 学生 7 無職      8 その他( )
電 話 番 号 (市外局番から)	
F A X 番 号 (※1)	
このモニター制度は何で お知りになりましたか?	1 県政だより等の広報誌      2 県が開催した研修会等 3 ホームページ      4 その他( )

みやぎ食の安全安心消費者モニターに登録を申し込みます。

※1 FAXを利用する方は、必ず記入願います。

※2 この申請書に記載された個人情報については、みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領に基づく活動を推進する範囲内で適正に使用します。

※3 モニター活動に係る謝礼等は一切ありません。

## みやぎ食の安全安心消費者モニター登録証



登録番号	
登録日	
モニター心得	<ol style="list-style-type: none"><li>1 県の食の安全安心県民総参加運動へ参加し、県の食の安全安心の取組に積極的に協力します。</li><li>2 法律に基づく調査権限は付与されていないことを自覚し、風評被害や営業妨害が発生しないよう行動します。</li><li>3 消費者の役割を自らの行動で積極的に果たします。</li></ol>



宮 城 県

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施要領	H16.4.1施行	H17.4.1一部改正 【主な改正内容】 ・登録対象者の年齢を満18歳以上に変更 ・郵送申込の受付 ・カード型登録証の交付 ・任期3年(経過後自動更新) ・ふさわしくない行為があった場合などは取消 ・申込時に活動内容を選択させる	H18.11.1一部改正 【主な改正内容】 ・活動内容にある「モニタリング」や「特定のテーマについての調査」は食品表示ワットナー活動と重複するため、「県への提言」に変更し、情報提供とアンケートを重点的にすることで、活動内容を簡素化し、気軽に参加してもらえる環境へ ・Eメールアドレスの個人情報管理は、登録者数が増加するにつれ困難となるため、メールによる連絡は止める(これまでのメールは採用)			
登録対象者	(1)20歳以上 (2)メール又はFAX使用可能 (3)モニター会議・講習会出席可能 (4)無償ボランティアで情報収集・提供、会議等参加可能	(1)満18歳以上 (2)モニター会議・講習会出席可能 (3)無償ボランティアで情報収集・提供、会議等参加可能	(1)満18歳以上 (2)活動内容に掲げる活動を行える者			
活動内容	(1)日々の購買等を通じた食品の表示状況等に ついてモニタリングし、3ヶ月に1回程度県 に報告及び危害情報の随時報告 (2)県が示した特定のテーマについての調査 報告 (3)県が開催する会議や講習会に積極的に 参加し、食の安全安心に関する正しい知 識を身に付ける (4)アンケート調査に協力する		(1)アンケートへの積極的な協力 (2)県が開催する会議や講習会に積極的に 参加し、食の安全安心に関する正しい 知識を身に付ける (3)アンケート調査に協力する (4)食の安全安心に関する発言			
登録方法	課のHPに掲載されているフォームに登録又は 申込様式をFAX送信 ↓ 受付後、登録番号を付与 (7月から登録開始)	課のHP(メールアドレス)に送信又は申込様式 をFAX若しくは郵送により提出 ↓ 受付後、登録番号を付与し、モニター登録証を 交付(携帯タイプ型)	課のHP(メールアドレス)に送信又は申込様式 をFAX若しくは郵送により提出 ↓ 受付後、登録番号を付与し、モニター登録証を 交付(携帯タイプ型)			
任期	登録日からその日の属する年度の末日まで	登録日から3年まで、活動中止が無い限り、更 新 ・活動中止の申出は「継続の意思が無いことを 確認」「ふさわしくない行為があった場合」登録 取消				
アンケート (加入時)						
アンケート (定例)				食の安全安心に関するアンケート ・県が実施する事業の各種アンケート等につ いて ・農業に関する意識調査について	食の安全安心に関するアンケート ・食の安全安心についての意識変化 ・情報収集の手順について ・食品の各種マークについて	・食品表示と商品整理が観点等について ・食の安全安心について ・行政(県)に対する要望等について
研修会	(1)懇談会 自治会館 H16.9.8 県民参加運動やモニター制度についての 説明及び意見交換 (2)H17.3.24 研修会、県庁 ・食品表示(JAS) 食中毒、国の食の安全安 心に関する取組みについて ・要領一部改正について	(1)研修会 ①H17.10.28 古川合庁 ②H17.11.11 県庁 食品表示(JAS)、全県みやぎ等の取組み、モニ ター業務説明	(1)農業に関する意見交換会 (主催：農業振興課) H19.1.12 県庁 島根大学 山本康基 高橋大 農産と環境への影響について 講演1:「農産物のリスク管理とポシティブリ スト制度への対応について」 講演2:「農産物のリスク管理とポシティブリ スト制度への対応について」 農水省農産物検査部長 横田敏夫 パネリスト:カワサキケン コーディネーター 東北大学 田野安彦 (2)農産加工研修会(農産園芸環境課と共催) ①H19.2.14 農産研 ②H19.2.16 釜谷合庁 講演1:食品衛生法の表示について 講演2:消費者からみた食に対する問題点 について	食の安全安心に関するアンケート ・県が実施する事業の各種アンケート等につ いて ・農業に関する意識調査について	(1)食の安全安心に関するアンケート ・食の安全安心についての意識変化 ・情報収集の手順について ・食品の各種マークについて	(1)食の安全安心に関する研修会 (農産園芸環境課と共催) H22.1.29 さんだいなデザインパーク 7階スタジオ オゾンスタジオ ・講演「輸入食品から見る食の安全安心」 ・意見交換 ・科学ライター 松永 和紀 ・講演「輸入食品から見る食の安全安心」 ・意見交換 ・科学ライター 松永 和紀
登録者数 (年度末現 在)	129名	200名	426名	592名	762名	914名
前年度と比較	-	+77名	+226名	+166名	+171名	+151名